「同条第七項第二号イ」を「同条第六項第二号イ」に、「第百十三条第三項中」を「第百十三条第一項中」に、「費用及び」を「費用並びに」に、「第五項及び第百二十条第二項第三号」を「第四項及び第百二十条第二項第一号」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「第百二十条第二項第三号中「附則第三十四条第一項第九号」を「第百二十条第二項第一号中「附則第三十四条第一項第九号又は」を「附則第三十四条第一項又は」に改める。

附則第三十条第二項及び第三十一条第二項中「第百十一条第五項」を「第百十一条第四項」に改める。

附則第三十一条の二及び第三十一条の三中「第百十一条第六項及び第七項」を「第百十一条第五項及び第六項」に、「第百十三条第四項」を「第百十三条第三項」に、「第百十一条第六項中」を「第百十一条第五項中」に、「同条第七項第一号ホ」を「同条第六項第一号ホ」に、「第百二十条第二項第四号」を「第百二十条第二項第三号」に改める。

附則第三十二条第四項中「第百十一条第七項」を「第百十一条第六項」に改める。

第四十条　削除

附則第四十条を次のように改める。

第四十一条　削除

附則第四十一条の見出しを「（食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定の歳出の特例）」に改め、同条中「第百四十一条第三項」を「第百二十七条第三項」に、「家畜勘定」を「農業共済再保険勘定」に改める。

附則第四十二条から第四十六条までを次のように改める。

（食料安定供給特別会計における漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業の経理等）

第四十二条　漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）第二条に規定する漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業に関する経理は、当分の間、第百二十四条第一項の規定にかかわらず、食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定において行うものとする。

2　前項の規定により同項に規定する経理を漁船再保険勘定において行う場合における第百二十七条第四項及び第六項、第百二十九条第四項、第百三十四条第一項並びに第百三十六条第三項及び第四項の規定の適用については、第百二十七条第四項第一号イ中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業及び漁船乗組員給与保険再保険事業（附則第四十二条第一項に規定する再保険事業をいう。以下この節において同じ。）」と、同号中「へ　附属雑収入」とあるのは「へ　漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）第二十九条の規定による納付金　ト　附属雑収入」と、同項第二号イ及びハ中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業及び漁船乗組員給与保険再保険事業」と、同条第六項第二号イ中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業、漁船乗組員給与保険再保険事業」と、第百二十九条第四項第二号、第百三十四条第一項第二号並びに第百三十六条第三項第二号及び第四項第二号中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業及び漁船乗組員給与保険再保険事業」とする。

第四十三条から第四十六条まで　削除

附則第四十九条から第五十四条までを次のように改める。

第四十九条から第五十四条まで　削除

附則第百七十八条第二項及び第二百六条の七第二項中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

附則第二百三十一条第二項中「、農業経営基盤強化勘定」を削り、「米管理勘定、麦管理勘定」を「食糧管理勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定、漁業共済保険勘定」に改め、「、調整勘定」を削る。

附則第二百五十九条の二の次に次の四条を加える。

（自動車安全特別会計における空港整備事業等の経理等）

第二百五十九条の三　空港整備事業等に関する経理は、平成二十六年度から借入金償還完了年度（空港整備事業に要する費用に充てられた借入金で平成二十五年度の末日においてその償還が完了していないものの償還が完了する年度として政令で定める年度をいう。附則第二百五十九条の六において同じ。）の末日までの間、第二百十条第一項及び附則第五十五条第一項の規定にかかわらず、自動車安全特別会計において行うものとする。

2　この条において「空港整備事業」とは、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港及び同法附則第二条第一項の政令で定める飛行場（これらと併せて設置すべき政令で定める施設を含む。以下この条から附則第二百五十九条の五までにおいて「空港」という。）の設置、改良及び災害復旧並びに維持その他の管理に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止その他の措置に関する事業並びにこれらの事業に要する費用についての国の出資金、負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けで国土交通大臣が行うものをいう。

3　この条において「空港整備事業等」とは、空港整備事業及び次に掲げる事務又は事業をいう。

一　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第百二十六号の政令で定める文教研修施設のうち航空保安業務に従事する職員に対しその業務を行うのに必要な研修を行う施設（以下この条において「航空保安職員研修施設」という。）の管理及び運営

二　航空機を使用して行う航空保安施設（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項に規定する航空保安施設をいう。）の検査その他航空交通の安全の確保のための検査及び調査に関する業務（以下この条において「飛行検査業務等」という。）で国土交通大臣が行うもの

三　前二号に掲げるもののほか、空港整備事業に関する次に掲げるもの

イ　空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が施行するもの（以下この条において「空港関係工事」という。）

ロ　空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの（以下この条において「空港関係受託工事」という。）及び飛行検査業務等で国土交通大臣が委託に基づき行うもの（以下この条において「空港関係受託業務」という。）

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、空港整備事業を施行する地方航空局の事務所（国土交通省設置法第三十九条第一項に規定する地方航空局の事務所で空港に所在するものをいう。以下この条において同じ。）の所掌する事務（以下この条において「地方航空局事務所所掌事務」という。）

4　第一項の規定により空港整備事業等に関する経理を自動車安全特別会計において行う場合においては、同会計は、保障勘定、自動車検査登録勘定、自動車事故対策勘定及び空港整備勘定に区分する。

5　空港整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一　歳入

イ　国の空港（地方航空局の事務所が設置されているものに限る。）の使用料収入

ロ　空港法第六条第一項若しくは第二項（同法第九条第二項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）、第九条第一項（同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは附則第三条第一項又は大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第四十七条第三項（同法附則第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による負担金

ハ　一般会計からの繰入金

ニ　東日本大震災復興特別会計からの繰入金

ホ　借入金

ヘ　空港関係受託工事及び空港関係受託業務に係る納付金

ト　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条、成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）第八条若しくは附則第十二条第二項又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第十四条の規定による貸付金（この勘定に所属するものに限る。）の償還金